

報告農2

市内のクマ出没状況等と今後の対応について

近年、全国的にクマ出没や人身被害が増加する中、国においては、本年9月から「緊急銃猟」制度が開始され、11月には、東日本でクマの出没や人身被害が相次いだことから、緊急的・短期的・中期的な対応を取りまとめた「クマ被害対策パッケージ」が公表されました。

こうした動向をふまえ、本市における現時点の状況と今後の対応について、下記のとおり、報告します。

1. 総括

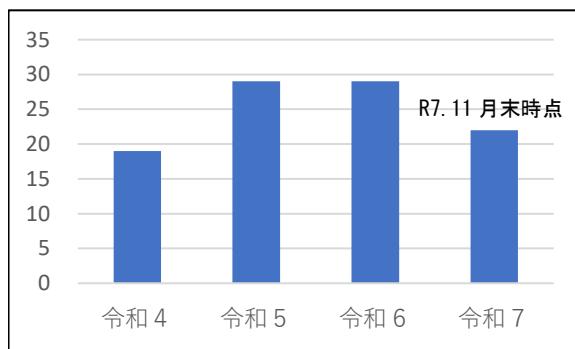
本市のツキノワグマ出没件数は、例年約30件程度で推移しており、本年度も過去3年間と同水準です。

クマ出没状況の的確な把握と市民への情報提供や注意喚起などを継続しつつ、「緊急銃猟」のマニュアル作成や国の支援を活用し、市民の安全・安心の確保に努めます。

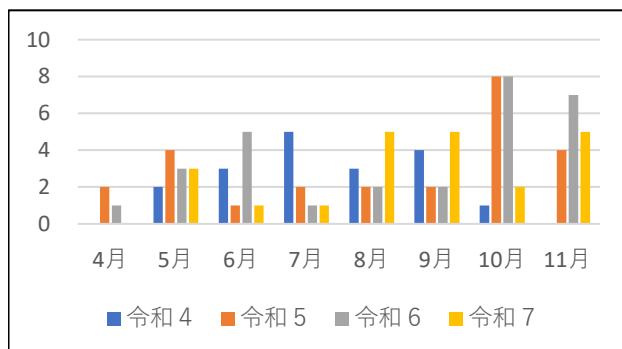
2. 市内のクマ出没状況と主な対応について

(1) 出没状況の概要

①年度別件数の推移



②年度別月別件数の推移(11月末時点比較)



(2) 本市・県・横手市(東北地方の一例)との状況比較

令和7年11月末時点

区分		本市	県	横手市(秋田県)
出没件数	例年	年間約30件程度	年間約1,100件程度	年間約70件程度
	R7年度	22件	789件	673件
人身被害	R4～R6年度	0件	5件	1件
	R7年度	0件	0件 ※	3件
農作物被害		軽微	散発的被害	
推定生息密度		低密度	高密度	
森林構成・特性		ナラ林主体・R7堅果豊作	ブナ林主体・R7堅果凶作	

※令和7年12月4日7時15分頃、益田市波田町で人身被害が発生。

70代男性が左目下と右手の甲を負傷、命に別状なし。

(3) 本市の主な対応

島根県の「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」に基づき、クマの出没状況に応じ、県・警察・捕獲者と連携し、対応しています。

内容	市	県	警察	捕獲者
①地域住民、近隣学校施設等への情報提供及び周知 (HP、X、防災行政無線)	○			
②熊鈴、ラジオ等の携行や複数人での行動推奨、注意喚起	○	○		
③クマ出没の看板設置	○			
④搜索・パトロール・追い払いの実施	○	○	○	○
⑤出没原因を調査し、誘引物等出没原因の除去 (現地調査、誘引物の除去、放任果樹の徹底した管理)	○	○		
⑥侵入防止措置（電気柵の設置等）の指導・助言を実施	○	○		
⑦目撃情報やセンサーダブルにより出没個体の特徴把握		○		
⑧有害捕獲の実施		○		○

3. 今後の対応について

近年、クマの人の日常生活圏への出没や人身被害が増加したことを受け、本年4月の鳥獣保護管理法の改正により、9月から、市長の判断で、安全確保のうえ一定の条件を満たせば、捕獲者へ銃猟を委託して実施できる新たな仕組み「緊急銃猟」制度が創設されました。

本市では、クマ出没状況の的確な把握と市民への情報提供・注意喚起などを継続するとともに、クマが人の「日常生活圏」に出没した場合、県・警察と連携して迅速かつ的確に対応できるよう「緊急銃猟」の運用開始に向け、マニュアル作成を進めます。

また、「緊急銃猟」の運用開始にあっては、国の「クマ被害対策パッケージ」に示された支援を活用し、クマ対策を推進していきます。